令和元年　６月　４日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：フォローアップ監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

「国立大学法人東北大学内部監査規程第１８条第２項」に基づく改善状況の確認

２．監査対象部局

法学研究科・法学部、理学研究科・理学部、歯学研究科・歯学部、
薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、情報科学研究科、金属材料研究所、
加齢医学研究所、災害科学国際研究所、病院、材料科学高等研究所、人事企画部

計１２部局

３．監査実施期間

平成３０年１２月１２日～平成３１年２月８日

４．主な監査手続

昨年度の内部監査で指摘を行った事項の改善状況に関するヒアリング、資料査閲

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

平成３０年度内部監査基本計画書において重点事項とした「フォローアップ監査」は、平成２９年度内部監査における指摘事項（改善事項、経過観察事項 等）を対象として、「改善計画（状況）回答書」に基づく対応状況とその効果の検証を目的としている。

このため、当該部局において、平成２９年度内部監査における指摘事項に対し、改善のための措置等が講じられているか、未改善若しくは改善が不十分となっている事項がないか、ある場合にはその要因は何であるかなどについて監査を実施した。

○フォローアップ監査の対象事項　　１７件

（内訳）

・競争的資金の監査（改善事項３件）

・安全衛生に関する監査（改善事項５件、本部事務機構に対する意見１件）

・標準会計監査（改善事項６件）

・フォローアップ監査（経過観察事項２件）

上記内部監査報告書に記載された指摘事項等に関する改善状況を確認したところ、全般的には概ね適正に改善されていたが、２．指摘事項②に記載のとおり、一部に経過観察を要する事項があった。

２．指摘事項

① 改善事項

該当なし。

② 経過観察事項　　３件

1)目的外執行の防止について　　１件

2)旅行計画書の提出について　　１件

3)本部事務機構による安全衛生管理の強化について　　１件

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約　2.指摘事項②経過観察事項については、該当する部局に対して「改善計画（状況）回答書」により、当該事項に対する令和元年度以降の具体的な改善計画の提出を要求する。

２．本部事務機構に対する意見

特になし。